

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針（改正案）の概要

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」第7条の規定に基づき、食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための方向性を示す、基本方針を改正する。

1 基本方針（改正案）の基本的な考え方

平成19年3月の策定当初の考え方である「生産から消費に至る、総合的な施策を実施するため、食品等の安全・安心の確保に関する、基本的な方向などを示すこと」は継続する。

そのうえで、現在の食を取り巻く情勢を踏まえ、関係法令及びそれらに基づく新たな制度及び県の施策との整合性を図る内容とした。

＜基本方針の構成＞

- (1) 食品関連事業者、行政、消費者の役割
- (2) 食品等の安全・安心の確保のため総合的に講ずべき施策の方向
- (3) リスクコミュニケーションの促進

2 施策における主な改正の概要

- (1) HACCP（危害分析重要管理点方式）の将来的な義務化を見据え、行政が事業者を支援していく体制を明確にした。
また、HACCPの土台である「一般衛生管理」の普及推進のため、食品衛生推進員等との協力体制を明確化した。
- (2) 学校給食施設に対する食品衛生管理、栄養管理体制の強化を盛り込んだ。
- (3) 食品表示法の施行（平成27年4月1日）に伴い、食品表示の適正化に係る指導の新たな連携体制、相談対応等を盛り込んだ。
- (4) BSE対策について、平成29年4月から健康牛の検査が廃止されることから、今後の対策のあり方を示した。
- (5) 第3次千葉県食育推進計画（平成29～33年度）を受け、今後の「食育の推進」の新たな方向性を示した。
- (6) 生産段階から市場流通に至る食品の放射性物質検査等、基本方針の策定後に、新たに実施した検査及び検査精度管理等について盛り込んだ。
- (7) 改名された法律等について、適宜修正を行った。

3 これまでの改正作業経過

○県民の意見や検討等

基本方針の改正にあたり、庁内24課からなる千葉県食の安全・安心対策会議構成員からの修正案を取りまとめた上で、千葉県食品等安全・安心協議会に「基本方針改正作業部会」を設置し、検討が行われた。

(1) 基本方針改正作業部会での検討

千葉県食品等安全・安心協議会に、生産から消費に至る各分野の委員で構成される「基本方針改正作業部会」を設置。

予め庁内関係課と調整し作成した改正素案をもとに、2回の作業部会を開催し検討、改正案を作成した。

(2) 千葉県食品等安全・安心協議会での検討

作業部会から修正案の提出を受け、協議会で検討されたのち、県へ意見書が提出された。